			生乳、生山羊乳及び生めん羊乳	鶏の殻付き卵			
一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨（牛肉（内臓を除く。）であって生食用のものに限る。）	子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨（牛肉（内臓を除く。）であって生食用のものに限る。）	生乳、生山羊乳及び生めん羊乳である旨	アレルゲン（特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。）	保存の方法	賞味期限	添加物	採卵施設等の所在地及び採卵した者等の氏名
「一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがあります」、「食肉（牛肉）の生食は、重篤な食中毒を引き起こすリスクがあります」等一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨の文言を表示する。	「子供、高齢者、食中毒に対する抵抗力の弱い方は食肉の生食をお控えください」、「お子様、お年寄り、体調の優れない方は、牛肉を生で食べないでください」等子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨の文言を表示する。	1　「生乳」、「生山羊乳」又は「生めん羊乳」を表示する。 2　生乳のうち、ジャージー種の牛から搾取したものにあっては、「ジャージー種」等ジャージー種の牛から搾取した旨を示す文字を表示する。	1　当該添加物を含む旨及び当該食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨を、原則、添加物の物質名の直後に括弧を付して表示する。 2　1の規定にかかわらず、当該食品に対し二種類以上の添加物を使用しているものであって、当該添加物に同一の特定原材料が含まれているものにあっては、そのうちのいずれかに特定原材料に由来する旨を表示すれば、それ以外の添加物について、特定原材料に由来する旨の表示を省略することができる。ただし、当該添加物に含まれる特定原材料が、科学的知見に基づき抗原性が低いと認められる場合は、この限りでない。	食品の特性に従って表示する。常温で保存すること以外にその保存の方法に関し留意すべき特段の事項がない場合は、これを省略することができる。	1　賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を年月日の順で表示する。 2　1の規定にかかわらず、賞味期限の表示は、鶏の殻付き卵が産卵された年月日、採卵した年月日又は包装した年月日の文字を冠してこれに代えることができる（生食用のものを除く。）。	栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤及びキャリーオーバーを除き、別表第六の上欄に掲げる添加物として使用される食品にあっては当該食品の名称及び同表のものの当該下欄に掲げる食品にあっては当該添加物を含む食品の表示を、添加物の物質名及びその他の添加物を含むものの物質名の表示をもってこれに代えることができる。ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあっては、その名称をもって、別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては、同表の当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。	採卵施設等の所在地及び採卵した施設又は鶏の殻付き卵を重量及び品質ごとに選別し、包装した施設の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所所在地）及び採卵した者又は鶏の殻付き卵を重量及び品質ごとに選別し、包装した者（輸入品にあっては、輸入業者）の氏名又は名称を表示する。

						水産物		切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを除く。）、生食用であって、凍結させたものを除く。）	
使用の方法	食品衛生法第十一条第一項の規定により定められた使用基準に合う方法を表示する。	生食用である旨（生食用のものに限る。）	「生食用」、「生のまま食べられます」等生食用である旨を示す文字を表示する。	摂氏十度以下で保存することが望ましい旨（生食用のものに限る。）	「10℃以下で保存することが望ましい」の文言等摂氏十度以下で保存することが望ましい旨を示す文言を表示する。	賞味期限を経過した後は飲食に供する際に加熱殺菌を要する旨（生食用のものに限る。）	「賞味期限経過後は、十分に加熱調理する必要があります」の文言等賞味期限を経過した後は飲食に供する際に加熱殺菌を要する旨を示す文言を表示する。	加熱加工用である旨（生食用のものを除く。）	「加熱加工用」等加熱加工用である旨を示す文字を表示する。	飲食に供する際に加熱殺菌を要する旨（生食用のものを除く。）	「飲食に供する際には加熱殺菌が必要です」等飲食に供する際に加熱殺菌を要する旨を示す文言を表示する。
保存の方法	食品衛生法第十一条第一項の規定により定められた保存の方法の基準に合う方法を表示する。										
消費期限又は賞味期限	品質が急速に劣化しやすい食品にあっては消費期限である旨の文字を冠したその年月日を、それ以外の食品にあっては賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を年月日の順で表示する。										
		養殖された旨（養殖された魚介類であって、生食用のものに限る。）	「養殖」と表示する。								
		解凍した旨（凍結させたものを解凍したものである場合に限る。）	「解凍」と表示する。								
		アレルゲン（特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。）	1　当該添加物を含む旨及び当該食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨を、原則、添加物の物質名の直後に括弧を付して表示する。 2　1の規定にかかわらず、当該食品に対し二種類以上の添加物を使用しているものであって、当該添加物に同一の特定原材料が含まれているものにあっては、そのうちのいずれかに特定原材料に由来する旨を表示すれば、それ以外の添加物について、特定原材料に由来する旨の表示を省略することができる。ただし、当該添加物に含まれる特定原材料が、科学的知見に基づき抗原性が低いと認められる場合は、この限りでない。								